

埼玉県公安委員会規程第5号

埼玉県公安委員会に対する銃砲刀剣類所持等取締法第29条の規定に基づく申出に関する規程を次のように定める。

平成21年5月29日

埼玉県公安委員会委員長

埼玉県公安委員会に対する銃砲刀剣類所持等取締法第29条の規定に基づく申出に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第29条の規定に基づく埼玉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対する申出（以下「申出」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(申出の受理)

第2条 公安委員会は、申出を受理したときは、申出管理表（様式第1号）に申出の概要を登載するとともに、その処理経過を明らかにしておかなければならない。

(調査等の指示)

第3条 公安委員会は、申出の処理に当たり、必要と認めるときは、警察本部長に対し、申出調査書（様式第2号）により、申出に係る事実関係を調査させるものとする。

(結果等の報告)

第4条 警察本部長は、前条に規定する調査の結果及びその結果を踏まえて講じる措置を公安委員会に報告しなければならない。ただし、公安委員会の指示を受けるいとまのないときは、必要な措置を講じ、その結果をあわせて報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

申出管理表

受理番号	受理年月日	申出人 (住所、氏名、年齢、電話)	受理区分	件名(要旨)	関係	調査		
						管轄署	指示日	回答日
	年 月 日 ()		文書 口頭 電話 その他		同居者 近隣居住者 勤務先同僚		年 月 日 ()	年 月 日 ()
	年 月 日 ()		文書 口頭 電話 その他		同居者 近隣居住者 勤務先同僚		年 月 日 ()	年 月 日 ()
	年 月 日 ()		文書 口頭 電話 その他		同居者 近隣居住者 勤務先同僚		年 月 日 ()	年 月 日 ()
	年 月 日 ()		文書 口頭 電話 その他		同居者 近隣居住者 勤務先同僚		年 月 日 ()	年 月 日 ()
	年 月 日 ()		文書 口頭 電話 その他		同居者 近隣居住者 勤務先同僚		年 月 日 ()	年 月 日 ()

様式第2号（第3条関係）

公委第 号

年 月 日

埼玉県警察本部長 殿

埼玉県公安委員会

申出調査書

公安委員会に対する申出（別添）について調査し、次の事項について報告されたい。

記

1 申出に係る事実関係の有無

2 講じる措置